

傍聴要領

県内大学生が創る奈良の未来事業審査委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、郵送、FAX又はE-mailで、氏名、住所、電話番号及びFAX番号を明記の上、指定の期日までに申込を行ってください。
- (2) 傍聴の申込が定員を超えた場合は、傍聴者を抽選で決定し、決定者に通知します。
- (3) 決定の通知を受けた方は、会議の開会予定時刻までに受付し、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (4) 傍聴者の定員は、原則として100名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 録画、録音等を行わないこと。また、写真撮影は係員の指示に従うこと。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議に入る場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。